

告 示

埼玉県選管告示第二十三号

平成二十九年六月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十
四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条
第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭
和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の總
数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分
の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十
万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合
算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十九年六月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者
の總数の五十分の一の数

一一一、九〇八人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する
者の總数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乘
じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六一、九二四人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の總数の三分の一の数（そ
の總数が四十万を超える八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六
分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区	草加市	六七、九八五人
南第二区	川口市	一四六、二九五人
南第三区	さいたま市西区	二四、四九七人
南第四区	さいたま市北区	四〇、〇〇一人
南第五区	さいたま市大宮区	三二、二三一人
南第六区	さいたま市見沼区	四四、六四三人
南第七区	さいたま市中央区	二七、三九三人
南第八区	さいたま市桜区	二六、三二九人
南第九区	さいたま市浦和区	四三、三九二人
南第十区	さいたま市南区	五〇、一四四人

南第十一区	さいたま市緑区	三二、八二〇人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、三一七人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七五、四二三人
南第十四区	桶川市	二一、一九八人
南第十五区	北本市	一九、三〇九人
南第十六区	鴻巣市	三三、五八七人
南第十七区	志木市	四五、三四七人
南第十八区	新座市	一九、九三二人
南第十九区	蕨市	三五、八七八人
南第二十区	戸田市	三七、二三三人
南第二十一区	朝霞市	二二、一〇〇人
南第二十二区	和光市	九六、三八八人
西第一区	所沢市	四一、七四七人
西第二区	入間市	四三、四一六人
西第三区	飯能市	二二、九三四人
西第四区	狭山市	四一、五八五人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	三〇、四七三人
西第六区	富士見市	九七、二〇七人
西第七区	川越市	一五、七五九人
西第八区	日高市	一七、五七八人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	二七、九一〇人
西第十区	坂戸市	一九、四九二人
西第十一区	鶴ヶ島市	二二、四七二人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	一八、一九二人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	三六、七七四人
北第一区	秩父市	二二、四九二人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	一一、七七四人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三四、一四〇人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五一、九二九人
北第五区	熊谷市	二三、三四六人
東第一区	行田市	五五、八七五人
東第二区	羽生市	一五、四七〇人
東第三区	加須市	三二、〇〇六人
東第四区	久喜市	四三、五三三人

東第五区	蓮田市	一七、六九七人
東第六区	白岡市・富代町	二四、三一六人
東第七区	春日部市	六六、九二三人
東第八区	越谷市	九三、五七九人
東第九区	八潮市	二三、七七七人
東第十区	三郷市	三八、三五二人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、八五五人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、五七四人